

# 山梨県公報

第千四百九十二号

平成十六年

七月十二日

月 曜 日

## 目 次

土地区画整理組合の定款の変更認可	四七三
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	四七三
開発行為に関する工事の完了について	四七三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	四七三

## 公 告

● 土地区画整理組合の定款の変更認可  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。  
平成十六年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 変更後の組合の名称  
南アルプス市柿平土地区画整理組合
- 二 変更後の事務所の所在地  
南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所内
- 三 変更後の施行地区  
南アルプス市大字小笠原字柿平及び字一ノ出しの各一部、大字上宮地字牧野の一部並びに大字桃園字西原の一部
- 四 設立認可の年月日  
平成四年六月三日
- 五 事業施行期間  
平成四年度から平成十六年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成十六年七月十二日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成十六年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 変更後の組合の名称  
南アルプス市柿平土地区画整理組合
- 二 変更後の事務所の所在地  
南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所内
- 三 変更後の施行地区  
南アルプス市大字小笠原字柿平及び字一ノ出しの各一部、大字上宮地字牧野の一部並びに大字桃園字西原の一部
- 四 設立認可の年月日  
平成四年六月三日
- 五 事業施行期間  
平成四年度から平成十六年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成十六年七月十二日

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十六年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
中巨摩郡田富町布施字村北二九、三〇の一、三一及び四九の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡田富町布施十四番地 樋口孝子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十六年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 一 山梨県大草町下條西割字前新田一〇一七の四、一〇二四の一、一〇二四の五及び一〇二七の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡北地域振興局建設部及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨市本町四丁目四番二三号 山梨本町運送株式会社 代表取締役 山寺一雄

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
  - 中巨摩郡昭和町河東中島字中田一一二七の一、一一二七の二、一一二七の三、一一二七の四、一一二七の五、一一二七の六、一一二七の七、一一二七の八、一一二七の九、一一二七の二〇、一一二七の二一、一一二七の二二、一一二四の一、一一二四の二、一一二四の三、一一二四の四、一一二四の五、一一二四の六、一一二四の七、一一二四の八、一一二四の九、一一二四の一〇及び一一二四の一一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公園	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨市下石田二丁目十五番七号 株式会社テイジン 代表取締役 保坂貞仁